

議案第12号

交野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の
資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

交野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に
関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和2年2月25日提出

交野市長 黒田 実

提案理由 学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

交野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案

交野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

交野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学若しくは」を「短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）又は」に改め、「卒業した後」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、終了した後）」を加える。

第4条第2号中「卒業した後」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、終了した後）」を、「前条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、終了した者）」を加え、同条第4号中「卒業した後」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、終了した後）」を、「前条第3号に規定する学校の卒業者」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、修了者。次号において同じ。））」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。